

# 平成 27 年度第 1 回水銀大気排出抑制対策調査検討会 議事録

1. 日時：平成 27 年 12 月 3 日（木）10:00-12:00

2. 場所：AP 浜松町 D+E ルーム

3. 出席者：（敬称略）

## 委員（座長）

坂本 和彦 一般財団法人日本環境衛生センター アジア大気汚染研究センター所長  
埼玉県環境科学国際センター・総長

指宿 堯嗣 一般社団法人産業環境管理協会 環境管理部門 技術顧問

貴田 晶子 愛媛大学 農学部 環境計測学研究室 客員教授

近藤 守 一般社団法人日本環境衛生施設工業会 技術委員会 委員長

柴田 悦郎 東北大学多元物質科学研究所 サステナブル理工学研究センター  
金属資源循環システム研究分野 教授

高岡 昌輝 京都大学 大学院 地球環境学堂 地球益学廊 資源循環科学論 工学研究科  
都市環境工学専攻 環境デザイン工学講座 教授

中杉 修身 元上智大学大学院 地球環境学研究科教授

長安 立人 一般社団法人日本産業機械工業会

守富 寛 岐阜大学 大学院 工学研究科 環境エネルギーシステム専攻 教授

## オブザーバー

足立 辰哉 電気事業連合会 環境幹事会 主査

林田 耕作 公益社団法人全国都市清掃会議 技術部課長

坂本 知也 一般社団法人セメント協会 生産・環境幹事会 幹事長

佐藤 友治 日本製紙連合会 技術環境部 専任調査役

清水 隆 日本鋳業協会 理事（技術部長 兼 環境保安部長）

中村 知道 一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 大気分科会 主査

春山 豊 一般社団法人日本化学工業協会 常務理事

日浦 朋子 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 調査部課長代理

山田 欣司 東京都下水道局計画調整部  
エネルギー・温暖化対策推進担当 課長（公益社団法人 日本下水道協会推薦）

## 環境省

早水 輝好 環境省 大臣官房審議官

瀧口 博明 環境省 水・大気環境局 大気環境課 課長

伊藤 隆晃 環境省 水・大気環境局 大気環境課 課長補佐

長瀨 智子 環境省 水・大気環境局 大気環境課 課長補佐

江田 美沙子 環境省 水・大気環境局 大気環境課 未規制物質係長

福島 俊 環境省 水・大気環境局 大気環境課 モニタリング係

## 事務局

岡 かつお 株式会社エックス都市研究所 国際環境政策グループ グループ長

#### 4. 議題

- (1) 検討の進め方及びスケジュールについて
- (2) 各検討事項に対する課題の整理
- (3) BAT/BEP ガイダンス(案)の作成状況について
- (4) 水銀大気排出実態調査について

#### 5. 配布資料

##### 委員等名簿

- 資料1 平成27年度 水銀大気排出抑制対策調査検討会の設置について
  - 資料2 検討スケジュール(案)
  - 資料3 主な検討事項について
  - 資料4 BAT/BEP ガイダンス(案)について
  - 資料5 水銀大気排出実態調査について
  - 参考資料1 水銀に関する水俣条約(8条抜粋)
  - 参考資料2 「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について(答申)」(平成27年1月23日中央環境審議会)
  - 参考資料3 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の概要
  - 参考資料4 大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第379号)の概要
  - 参考資料5 諸外国の水銀排出基準一覧
  - 参考資料6 ばい煙及び揮発性有機化合物の排出基準一覧(一部抜粋)
- 机上配布(委員・オブザーバーのみ) 大気汚染防止法の一部を改正する法律案参考資料

#### 6. 議事概要

検討会の開会に当たり、環境省早水大臣官房審議官より挨拶があった。

早水大臣官房審議官: 水銀に関する水俣条約は一昨年の10月に熊本県水俣市で開催された外交会議において採択され、現在までに19か国が締結している。50か国の締結後に発効となるが、日本も条約発効時の締結国50か国に入ることを目標に法律、政令、省令といった国内法の整備を進めている。国内法の整備は最終段階に入っており、整備が終わり次第外務省による手続きを経て条約を締結する予定。一日も早い条約の締結を望む。水銀の大気排出に関して、条約に規定された措置を担保するために中央環境審議会の審議を経て今年の6月に大気汚染防止法が改正された。関連の政令も同年11月に改正され、条約の締結に必要な法の整備は終えたところ。また、条約の締結には必ずしも必要ではないが、条約の施行において大変重要となる関連施設の排出基準値・規模要件を定めていく予定。本検討会では産業界の方にも参加いただいております、活発な議論となることを期待する。同様の議論は中央環境審議会でも行うため、本検討会の議論を中央環境審議会での議論とも繋げていきたい。

議事に先立ち、一般財団法人日本環境衛生センター アジア大気汚染研究センター坂本所長が座

長に選出された。

### (1) 検討の進め方及びスケジュールについて

(資料1、資料2について環境省より説明)

質問なし。

### (2) 各検討事項に対する課題の整理

(資料3について環境省より説明)

坂本座長：資料3、2ページの規制対象施設に関する検討課題についてまずご意見を伺いたい。

中杉委員：施設規模の指標は多様であるが、施設の種類によって指標が変わるのか。廃棄物の場合は処理する廃棄物の種類を考慮する必要がある。また、資料3、2ページの6つ目のについて、条約上では実質的な改修をした既存施設で排出量が増加した施設は新規発生源としての規制対象とするということか。改修によって水銀排出量が増加した既存施設に対する規制を厳しくするというのは極端ではないか。技術的な改修については、何が「実質的な改修」に当たるのか様々なケースを考慮して検討する必要がある。

環境省：実態に沿って検討いただきたい。また、実質的な改修をした既存施設が、変更により排出が減少する場合は新規施設に対する排出基準は適用されないが、変更により水銀排出量が増加する場合は何らかの措置をしなければならないというのが条約の趣旨である。

中杉委員：実質的な改修をすることで排出量が増加した場合、改修した施設は新規施設として扱われ、事業者の高い排出削減率が求められるため、詳細な検討が必要な事項である。

環境省：その点を踏まえて検討を進めたい。

高岡委員：規制対象となる廃棄物焼却施設について、日本の廃棄物と水俣条約の廃棄物の定義が異なる点は考慮する必要がある。条約では Waste incineration facility となっているが、日本で一般的な廃棄物焼却は熱処理であるため、若干意味合いが異なる。規制対象施設を検討する際に漏れがないようにする必要がある。

坂本座長：日本全体としての資源リサイクルを考慮に入れて廃棄物焼却施設について検討する必要がある。また、条約上の定義と異なる部分についても考慮に入れる必要がある。

指宿委員：裾切基準について、排出量の少なくとも75%を含む水準を満たしつつ、法的安定性のあるものとなるような値を設定する必要があるとのことだが、法的安定性とはどのようなことを意味するのか。

環境省：75%ぎりぎり裾切基準を設けると、毎年75%カバーのためすそ切り基準を変更しなければならない可能性があり、事業者によっては規制対象となる年とそうでない年が出てしまい、規制する側も規制を受ける側も混乱する可能性がある。このため、安定的に75%を満たすような裾切基準にしたい。

指宿委員：石炭混焼ボイラーに関連して、オランダ等では石炭にバイオマス等様々な物質を混ぜた場合に、排出される二酸化炭素の量を測定している。今回の水銀大気排出を考える上で、どのような混焼ボイラーを対象とするか、日本における混焼ボイラーからの水銀排出量についてデータを収集して検討していく必要がある。

坂本座長：水銀排出規制は地球温暖化対策とのコベネやその他の大気汚染対策にも繋がる点で共便益性があると言える。特に石炭燃焼については今後バイオマスとの混焼を行う可能性もある。「施設規模に係る指標は、ばい煙発生施設と同様でよいか。」という検討項目についてもご意見はないか。特にご意見がない場合は、同様と考えてもよいか。

中村オブザーバー：施設区分を決めてから排出基準値を検討するのがよいか、それとも測定データを詳細に検討してから施設区分を決めるのがよいか。ある程度データを議論してから施設区分を決めるほうがよいのではないか。

坂本座長：今後、排出実態調査のデータが提出され、濃度範囲、排出される水銀の由来が明らかとなるため、その時点で施設区分を一部変更する可能性もある。また、資料3、2ページ「2．BATを適用した場合の排出限度値」についてご意見はあるか。特に、「平常時における平均的な排出状況として達成されるべき値をどのように設定するのか」という部分についてご意見を伺いたい。

長安委員：水銀含有量は石炭種によって異なる。現在使用している石炭種と将来使用する可能性のある石炭種について、幅をもたせて検討しなければならない。

坂本座長：特に平常時の排出状況を検討する際に、そのような点について考慮する必要がある。

中杉委員：平常時における平均的な排出量は、モニタリングの頻度によって変わる。平常時における平均的な排出状況として達成されるべき値は実態調査の結果を把握してから議論することになる。モニタリングコストも考慮する必要があるが、測定回数が少ないと、偶然高い水銀排出量が測定された場合に、排出量の平均が基準値を超えてしまうということがあるかもしれない。また、測定回数と一概にいても、一定程度期間を空けて測定したのか、断続的に測定したのかで、測定結果のバラツキの評価が異なる。その点も併せて議論する必要がある。

坂本座長：高い水銀排出量が発生する頻度や測定データ数によって平常時における平均的な排出状況として達成されるべき値の幅が変わる。次回検討会では排出実態調査の最新データだけでなく、過去のデータも併せて整理した形で示していただきたい。

春山オブザーバー：何を平常時とするかは製造業によって変わってくる。例えば、環境状況によってプラントが長期間高温状態になることや経済状況によってはプラントの稼働状況が低いことが長期間続くこと等様々なケースが考えられる。平常時の条件を適切に設定しておく必要がある。また、投入する原料の条件によっても水銀排出量は変わってくるため、前提条件を明確化することが重要である。

坂本座長：業界から過去のデータも含めて提出いただければ検討できる。

足立オブザーバー：平常時における排出口における水銀の平均的な排出状況について、モニタリング回数が影響することはおっしゃるとおりである。排出濃度が数%のばらつきなのか、数十%のばらつきなのかによって平常時の捉え方は変わってくる。排出状況の実態を考慮に入れて検討する必要がある。

中杉委員：条約の趣旨は総排出量を抑えることであるため、日本でも総排出量の抑制に対応する必要があるが、年間をとおした総排出量の測定は可能なのか。

坂本座長：従来の大気汚染防止法はある時点での水銀濃度による人への悪影響を防止することを

目標としているが、条約では地球全体を循環する水銀量の削減を目標としている。ある時点で高濃度の水銀が測定されても、年間平均で考えると基準値を下回っている場合もあるため、どのように排出基準が担保されるかということも重要となる。

守富委員：総排出量を今後どこまで下げられるかが最終的な目標となる。セクターによって大気排出への寄与が異なるため、個別のセクターで総排出量の削減率を検討する必要がある。セクターごとに排出濃度がどの程度であるか慎重に調べなければならない。また、総排出量の削減率を検討する際には、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub> 対策と水銀排出抑制対策のコベネや、廃棄物のリサイクル等社会的な寄与の部分も考慮する必要があるのではないかと。

坂本座長：日本の資源循環がうまくいく仕組みを保ちつつ、最終的には水銀の総排出量を削減し、コベネにも繋がるようにということである。

坂本オブザーバー：平常時において石炭中の水銀量が高いものを使用したときに、水銀排出量を抑制できるのか。排ガス中の水銀は、化学反応によって生成されるのではなくインプットに含まれているものである。各プロセスにおいてどう抑制するのか。セメント製造において廃棄物を原料として使用しているが、インプットのフローの把握や、インプットにおける水銀含有量の削減が重要となる。インプットをコントロールすることが理想だが、難しい問題である。

貴田委員：今年度の実態調査結果を踏まえて規制を検討する必要があるが、平常時における平均的な排出状況の「平均的」という文言は不適切ではないか。今回の調査では各施設において5回の測定を行っているが、それで平均的な排出量が把握できているか判断するのは難しい。環境省調査及び業界から提出される自主データを含めて吟味し、排出基準値を検討する必要がある。「平均的」という文言は、今年度初めて実態調査を行っているという点を踏まえると適切な表現ではないと考えられる。

中杉委員：資料1「2. 検討内容」によると、BATについては議論するようだが、BEPについてどのような議論がなされるのか明らかではない。インプットにおける水銀量の抑制はBEPと関わるが、その点はどのように議論するのか。現在は、水銀含有量の少ない石炭を利用しているが、将来的には輸入する石炭中の水銀量は増加すると考えられ、大きな問題となる。石炭中水銀量をコントロールするためのBEPについて検討する必要があるのではないかと。

環境省：廃棄物処理法や新法（水銀による環境の汚染の防止に関する法律）とも関連する事項であり、総合的に判断したい。

林田オブザーバー：東京都23区では、10年程前から水銀排出濃度を常時測定し、チャートに示している。ガスクロマトグラフィで分析しており、1日の中で10分程度0.1~0.5mg/m<sup>3</sup>程度になることがあっても、24時間平均でみると排出はほぼ0である。環境省調査で実施した1日の中で5回のみ測定する方法の場合、偶然水銀含有量の高い廃棄物が投入された際に測定した場合、平均値も高くなってしまふということがあるかもしれない。その点を考慮して排出基準値を決めていただきたい。

高岡委員：排出基準値を決める際に、分析・サンプリングの手法も同時に検討すべき。現在のJISはガス状水銀のみ測定することとなっているが、正確な排出量を把握するためにはバッチ

測定で粒子状水銀も測定する必要がある。実効性の観点では連続測定や 24 時間バッチ測定を行うことは難しいため、バッチ測定を複数回行うこととなるが、頻度について検討の必要がある。

柴田委員：非鉄製錬は一次製錬と二次製錬に分かれている。一次製錬は鉱石主体の製錬となるが、二次製錬は廃棄物の資源化処理の意味合いが強い。同じ金属の二次製錬所でも投入する原料やプロセスが異なる。また、水銀を適切に排ガスから除去するための最適な技術は事業者によって異なる。非鉄の二次製錬を行っている事業者に対しては、それぞれの最適解を出させることが重要である。

坂本座長：委員・オブザーバーから今後検討の必要がある事項が様々示された。鉄鋼製造施設等の要排出抑制施設では、再資源化や、廃棄物のリサイクルといったことも関わってくる。こういった施設を要排出抑制施設とするかについても、実態調査のデータが揃ってからの方が議論しやすいため、次回以降の検討事項として持ち越したい。

### (3) BAT/BEP ガイダンス(案)の作成状況について

(事務局より資料4の説明)

守富委員：専門家会合において、廃棄物焼却施設に関する BAT/BEP ガイダンスのサマリーの中で BAT に適合する水銀排出レベルとして具体的な数値を入れることには反対したが、結果的には数値を入れられた。具体的な数値は、各国が決めるべきことであるため、ガイダンスで示すことは避けてほしいとどの分野でも主張してきたがなかなか認められなかった。

柴田委員：資料4、8 ページの非鉄製錬の BAT に関する表1には、鉱石を主体とした一次製錬技術における BAT しか示されていない<sup>1</sup>。セレンフィルターを用いる水銀排出抑制技術は、セレンが水銀を吸着するため水銀の回収が容易である。水銀を吸着したセレンフィルターは、日本では野村興産が回収することとなるが、その場合、野村興産においてセレンをどのように取り扱うかという問題も生じる。セレンフィルターの導入によるセレン循環量の増大を嫌い、国内の非鉄製錬ではセレンフィルターは殆ど使用されていないと考えられる。日本の現状を踏まえた BAT を検討すべき。また、日本では水銀濃度の低い高品質の硫酸を製造しており、硫酸製造プラントにおける排ガス洗浄の過程で水銀が殆ど除去されているため、硫酸製造プラントを保有する施設は水銀の排出は少ないといえる。日本の硫酸プラントは BAT/BEP ガイダンスにおいてどのような位置づけになるのか<sup>2</sup>。

坂本座長：硫酸製造プラントを保有する施設からの水銀排出が少ないという点については産業界から根拠資料を提出いただきたい。

高岡委員：専門家会合では廃棄物と石炭の混焼について取り扱っているのか。

<sup>1</sup> 非鉄製錬分野の BAT/BEP ガイダンスを作成した専門家グループのメンバーは、一次製錬を対象としたものの作成が求められているとの認識であるが、UNEP 事務局は、条約の規定上、一次製錬に限定はしていないが、BAT/BEP ガイダンスの対象を一次製錬のみとするのか、二次製錬も含めるのかは INC で明確にすべきとの立場をとっている。

<sup>2</sup> 非鉄製錬分野の BAT/BEP ガイダンスの「3.6 水銀抑制における一般的な大気汚染防止技術及び硫酸プラントの相乗便益」において、日本の排ガス洗浄と硫酸プラントの組み合わせによる水銀排出抑制事例(排ガス中の水銀濃度 1.7~6.1 μg/Nm<sup>3</sup>)が紹介されており、「硫酸反応による除去」も BAT の表に掲げられている。

守富委員：セメントや石炭等の各分野が分担して廃棄物と混焼する場合について検討しているが、分野横断的な検討はなされていない。廃棄物との混焼については、状況を踏まえて各国で対応すればよいとしている。

中村オブザーバー：BAT/BEP ガイドラインに示された BAT に適合する水銀排出レベルの数値をどのように排出基準値に反映するのか。ガイドラインの数値は日本の状況に合わない点もあるのではないかと。

坂本座長：BAT/BEP ガイドライン中で示された BAT に適合する水銀排出レベルは、日本で実施している水銀排出抑制技術により達成可能なはずである。

貴田委員：石炭中の水銀は石炭灰に移行するが、日本では石炭灰がセメント製造に使用される。BAT/BEP ガイダンスには大気排出のみに着目した技術が掲載されているが、日本では分野横断的な水銀排出抑制技術となるよう検討していただきたい。また、資料4、15 ページ表2は測定施設数が1～3と少ないため日本の廃棄物焼却施設の排出レベルとするのは不適切ではないか。実態調査結果を踏まえてデータを追加できるのであればよいが、現段階では測定施設数が少なすぎるため、「表4に、～平均7 µg/m<sup>3</sup>である。」の表現は変更或いは削除の必要があるのではないかと。

指宿委員：石炭燃焼施設の BEP は、二酸化炭素排出やエネルギー効率、大気汚染抑制システム等と関わる。BAT/BEP ガイダンスにおいては、例えば、活性炭処理すると排ガス中の水銀は減少するが、活性炭が水銀含有の廃棄物として排出されるといったように、全体的な環境影響が示されている。BAT と BEP の調和は難しい問題である。

坂本座長：優先順位と判断が必要となる。日本においては水銀ばく露による健康影響が直接起こる状況ではないが、地球全体での水銀の循環を減少させる必要がある。

春山オブザーバー：BAT/BEP ガイダンスは資料3の主な検討事項とどのような関係性にあるのか。各事項の検討の際にガイダンスの内容を参考とするのか、それとも切り離して考えるのか。

環境省：BAT/BEP ガイダンスは COP1 で採択されることになっている。締約国はガイダンスを尊重することとなっている。ガイダンス案の内容はある程度固まっており、国内規制を検討する際に参考としたいが、国内の状況も考慮する必要がある。

足立オブザーバー：参考資料5で諸外国の水銀排出基準一覧が示されているが、排出基準値設定の根拠となる測定データや測定方法を提示していただければ今後の議論に有益である。

坂本座長：国によってはガス状・粒子状水銀の両方を測定している場合もある。また、水銀排出濃度を平均化する時間も国によって異なると考えられる。排出基準を検討する際の参考となるような形で情報を整理していただきたい。

#### (4) 水銀大気排出実態調査について

(資料5について事務局より説明)

坂本座長：水銀大気排出実態調査の結果は次回の検討会の場でお示しする。炉内脱硫とそうでない場合等の条件で水銀排出量は異なるのではないかと考えている。適切な分類分けをしてデータを示していただきたい。前の測定から次の測定までの間隔(例えば、1回目の測定の直後に測定したのか、1ヵ月後に測定したのか)も測定データに影響を与える。今回の

実態調査における環境省調査も事業者による自主測定もどの程度の間隔で測定した結果なのかが分かるように示して欲しい。

中杉委員：春山オブザーバーもご発言されていたが、石炭火力発電所以外の施設からの水銀排出量は操業状況によって異なる。操業状況を考慮しないと、設定された排出基準値が事業者にとって遵守することが困難な数値となってしまうことを懸念している。実態調査において各施設からの水銀排出量が低かった場合、厳しい基準値でも達成可能と判断されてしまう可能性もある。測定データだけで判断するのではなく、操業状況について事業者に対するヒアリング等も実施し、総合的に判断してほしい。また、廃棄物焼却については、水銀を含有する一般廃棄物の扱い（分別の有無等）も排ガス濃度に影響してくると思う。

坂本座長：大気汚染防止法の改正に関する議論の頃から主張してきたことだが、偏った測定データからいたずらに厳しい排出基準値を設定してしまわないためにも、事業者からは測定条件も含めて全ての情報を提出いただきたい。

守富委員：排出実態調査において、実測データが得られたことは非常に重要である。貴田委員のご発言にもあったが、石炭火力発電においては石炭中の水銀が石炭灰に移行する。また、脱硫装置を使用した場合は石膏に、非鉄製錬においては硫酸や石膏に、排水処理においては汚泥に水銀が移行する。セメント製造においては全ての水銀がガスとして排出されるため収支が分かりやすい。事業者が原料から他の物質へ移行した水銀量を測定していることは期待できないが、概算でも水銀フローのデータを提出いただきたい。全体のプロセス或いは削減率を見る上でバランスの取れたデータか判断する必要がある。水銀フローが不明な場合はある仮定の下での計算値として収支を確認したい。

近藤委員：資料3の5ページ<参考1>によると日本全国の一般廃棄物焼却施設数は1,000程度存在するが、資料5によると調査施設数は10のみである。一般廃棄物焼却施設数全体の1%に満たないデータを参考に排出基準値を設定するのか。自治体の中には大気汚染防止法で規制されていないが、条例等で自主的な基準値を設定しているところもある。林田オブザーバーのご発言にもあったとおり、データを保有する自治体から情報をさらに集め、サンプル数を増やしてほしい。

柴田委員：非鉄製錬の区分は、一次製錬、二次製錬共に生産物である銅・鉛・亜鉛の3区分で整理したほうがよい。また、鉛・亜鉛の二次製錬において受け入れる原料は産業廃棄物や都市ごみからの溶融飛灰等であるが、水銀が付随して含まれることは避けられない。水銀のフローを把握することは、金属資源循環・廃棄物処理において重要である。施設からの水銀排出量のみを考慮して規制対象施設を選定するのでは、国内の資源循環に悪影響が及ぼされる。

坂本座長：委員からは得られたデータを整理して示して欲しいという要望や、全体の資源循環システムを考慮に入れた排出基準値の検討をすべきとのご意見があった。

環境省：委員やオブザーバーからのご意見を踏まえて資料を整理したい。環境省調査においては施設の稼働状況をヒアリングしている。排出実態調査において事業者から提供された通常のNO<sub>x</sub>、ばいじんのデータと水銀濃度測定時のNO<sub>x</sub>、ばいじんのデータを比較することにより、ある程度は通常時のデータかそうでないか判断できるものと考えている。正確なマ

リアルフローの作成は困難だが、水銀フローを捉える観点から排出物や原料中の水銀濃度も事業者に協力いただき調査しているところ。測定施設数が少ないとの指摘もあるが、協力いただける事業者が少ないのが現実である。環境省調査の実施や、既存データの提供が断られることもある。現状で集められる限りのものを資料に掲載している。ただし、より広範なデータを収集する必要があるため、引き続き事業者よりデータを提供いただけるよう努力を続けていく。

高岡委員：研究の一環で測定したデータがあるため提供したい。

貴田委員：資料3の6ページの表について、下から2番目の「廃棄物の中間処理施設」について、大気排出量がNE（Not Estimated）とあるが、今後具体的な数値が示されるのか。高岡委員からの指摘にもあったが、廃棄物焼却施設は排出規制の対象になっているが、それ以外の廃棄物処理施設は対象となっていない。リサイクル施設も含め焼却施設以外は「廃棄物の中間処理施設」に含まれると考えられる。今後NEではなく何らかの推計値を示す必要があるのではないかと。

環境省：水俣条約の廃棄物の定義はバーゼル条約の廃棄物の定義としているため、国内の廃棄物の定義とは若干異なる。廃棄物の焼却をどう定義するかという点についても本検討会で御議論いただきたい。廃棄物の排出限度値を検討する際に、施設の種類を指定することは不適切と考え、焼却施設「等」という書きぶりとし、該当の可能性のある施設を広くデータ収集しようとしている。現行の制度と整合性を取りつつ検討いただきたい。

坂本座長：資料3、6ページの「廃棄物の中間処理施設」の注釈で「廃棄物焼却処理を除く」という記載があるが、焼却処理以外の方法で水銀が排出されるのかどうか検討する必要がある。

清水オブザーバー：非鉄製錬に関する柴田委員からの意見に追加でコメントしたい。検討課題の排出基準の区分をどこまで細分化するかという点について、非鉄製錬の場合、特に二次製錬で、銅、鉛、亜鉛によって水銀の排出濃度にばらつきがあるため、できるだけ細分化して検討いただきたい。また、排出量は原料次第で変わるが、投入する原料をコントロールできない状況である。将来的に分別が進めば排出量が低くなるはずだが、状況を踏まえて検討いただきたい。

坂本座長：業界によって細かい分類が必要な場合も考慮して議論したい。次回の検討会では排出実態調査の結果をまとめた資料と併せて元データ等詳しい情報が見られるものを参考資料として用意していただきたい。

事務局：検討内容の追加コメントは12月9日（水）までに事務局までお知らせいただきたい。次回検討会は1月25日（月）18時よりAP浜松町ルームAで開催する。

以上